

調査の背景

- ◇ 2012年7月に再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（再エネ特措法）が施行され、全国で太陽光発電設備等の導入が拡大し、さらに国では、2030年度の温室効果ガス排出量46%削減に向けて、再生可能エネルギー（再エネ）の電源比率を倍増（2019年度比）する計画を策定し、その導入を促進することとしている。
 - ※ 再エネ特措法に基づく再エネ認定容量：10,119万kW（2021年度末。同法施行前は約2,060万kW（2012年6月末））（p2参照）
 - ※ 【2019年度】再エネ比率18%（うち太陽光6.7%、風力0.7%）→【2030年度】再エネ比率36～38%程度（うち太陽光14～16%程度、風力5%程度）
- ◇ この目標に向け、発電設備の設置場所の新規確保等の取組が進められているが、一部の太陽光発電設備等に関し、地域の現場では、地域住民への説明が十分になされないまま事業が開始されていたり、無許可で、又は許可条件に違反して土地開発が行われていたり、発電設備の設置後に何度も土砂流出が発生するなど様々なトラブル等が発生しており（p2参照）、こうしたトラブル等が更に拡大することへの懸念が広がっている。
 - ※ 国では、再エネ特措法の基準を満たす事業者の事業計画を認定し、事業者に関係法令（条例を含む。）遵守義務を課すとともに、運転開始後は年1回の定期報告等により施設の状況を把握
 - ※ 市町村への事前協議、住民への説明会開催、抑制区域の設定等を内容とする条例を制定する地方公共団体が増加
- ◇ 国は、今般、再エネ特措法を改正し、2024年4月から、関係法令等の違反事業者に対する交付金の一時留保措置の導入や事業内容の周辺地域に対する事前周知の要件化など、地域と共生した再エネ導入のための事業規律強化等の措置を講じる（別途、土地開発に関わる許認可の認定申請前取得も省令で措置）こととしており（p2参照）、今後その仕組みの具体化が検討されることになっている。
- ◇ 今後、太陽光発電設備等の適正な導入促進のためには、今回の法改正の措置等も含め現場で必要な措置が円滑に実行され、地域でのトラブル等の発生防止、地域住民の理解推進など地域との共生を図りつつ導入を進めるための環境の整備が喫緊の課題となっている。

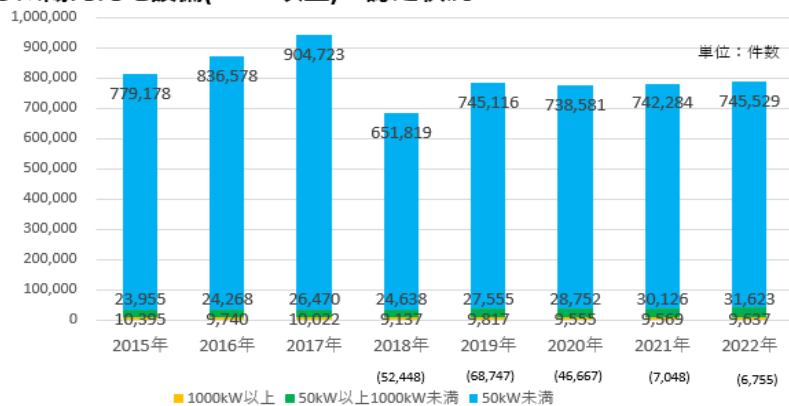
⇒ 太陽光発電設備等の適正な導入促進のため、今回の法改正の措置等も含め現場で必要な措置が円滑に実行されるよう、

- ・ 地域における太陽光発電設備等に係るトラブル等の発生状況とその対応状況及び対応に当たって市町村が苦慮している内容など現場の実態
- ・ トラブル等に係る経済産業省の取組状況

などを把握・分析し、トラブル等の発生を防止し、地域住民の理解が図られ、発電設備導入が円滑に進められるための仕組みや運用の改善策、その進捗を把握するための方法を検討

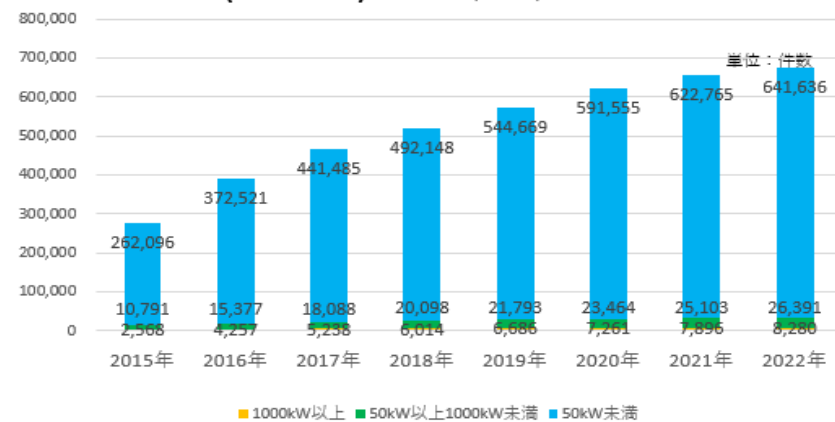
<再エネ特措法に基づく太陽光発電設備の状況>

○太陽光発電設備(10kW以上)の認定状況



(注1) 新規認定分の各年3月末の状況。カッコ書きは当該年度の新規認定件数
 (注2) 経済産業省ホームページ「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法 情報公表用ウェブサイト」の資料に基づき、当省が作成した。
 (注3) 「認定」とは、再エネ特措法に基づき2017年度までは設備認定をされたものを、2018年度からは事業計画認定をされたものをいう。認定の件数には、導入が開始される前のものを含むが、一定期間までに導入されない場合などには、認定が失効することとなる。

○太陽光発電設備(10kW以上)の導入(稼働)状況



(注1) 新規認定分の各年3月末の状況
 (注2) 経済産業省ホームページ「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法 情報公表用ウェブサイト」の資料に基づき、当省が作成した。
 (注3) 「導入」とは、再エネ特措法の下で買取が開始された状態をいう。

○トラブル等の例

【設備稼働前】

- ア 住民説明が行われていない例やその内容が不十分な例
- イ 無許可で、又は許可条件に違反して土地開発を実施している例
- ウ 急傾斜地等での開発について、地域住民が大雨が降った場合に土砂流出等のおそれがあると懸念している例

【設備稼働後】

- エ 排水設備等が十分に整備されておらず、何度も濁水や土砂流出等が生じている例
- オ 標識がなく、事業者の連絡先がわからない、又は連絡がつかない例
- カ 発電施設内で土砂流出が発生し事業者に連絡をしたが、土地等の所有者が対応すべきとして改善が図られない例
- キ 市町村が経済産業省に通報し、経済産業省から指導等を行ったものの、改善が図られていない例

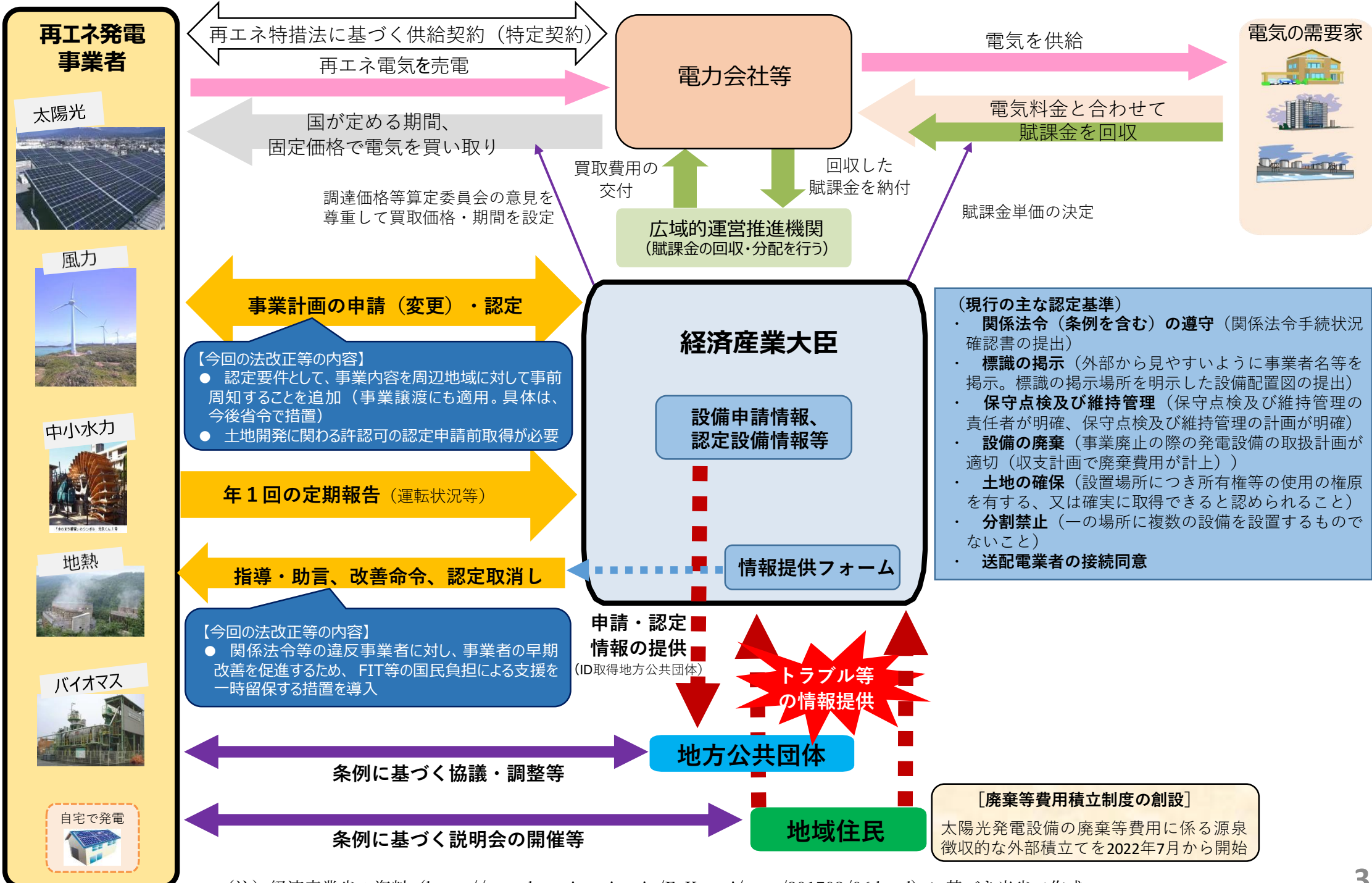
○脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和5年法律第44号）概要

（再エネ特措法の改正（2024年4月1日施行）：地域と共生した再エネ導入のための事業規律強化）

- ◇ 関係法令等の違反事業者に、FIT/FIP *の国民負担による支援を一時留保する措置を導入
違反が解消された場合は、相当額の取り戻しを認めることで、事業者の早期改善を促進する一方、違反が解消されなかった場合は、FIT/FIPの国民負担による支援額の返還命令を新たに措置
- ◇ 認定要件として、事業内容を周辺地域に対して事前周知することを追加（事業譲渡にも適用）
- ◇ 委託先事業者に対する監督義務を課し、委託先を含め関係法令遵守等を徹底
- ※ 災害の危険性に直接影響を及ぼしうるような土地開発に関わる許認可（林地開発許可等）については、認定申請前の取得を求める等の対応も省令で措置

* FIT:再エネを固定価格で買い取る制度（Feed-in Tariff）、FIP:売電価格に「プレミアム」を上乗せする制度（Feed-in Premium）

(参考) 再エネ特措法に基づく認定制度 (FIT制度) 等の概要



(注) 経済産業省の資料 (https://www.kansai.meti.go.jp/E_Kansai/page/201703/06.html) に基づき当省で作成